

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		生活保護事業						予算事業名		生活保護費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	生活保護法						
				03	03	02	1101	経常経費	根拠法令						
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業					
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・													
		①生活保障の充実													
事業期間		継続（昭和30年度～平成32年度）						担当課係等		社会福祉課 社会福祉係					
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
最低限の生活の保障 (H29年度末 351世帯，440人)								法定受託事務であり，「生活保護法」に基づいて全国で実施している。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
被保護世帯に対して保護費を支給し，健康で文化的な最低限度の生活を保障する。 ・生活扶助 ・住宅扶助 ・教育扶助 ・医療及び介護扶助 ・出産及び葬祭扶助 ・生業扶助 稼働可能世帯に対しては，就労支援指導。								市内に居住する者で，資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する者。 【事業をとりまく環境の変化】 リーマンショックを発端とした景気の低迷や，無年金あるいは少額年金受給者の増加により，生活保護の受給者が増加している。稼働可能世帯には，ハローワーク等との連携等により，早期自立を支援している。							
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】							
保護者世帯に対する，保護費の支給 就労支援指導等 健康管理指導の強化 ジェネリック医薬品使用促進				保護者世帯に対する，保護費の支給 就労支援指導等 健康管理指導の強化 ジェネリック医薬品使用促進				保護者世帯に対する，保護費の支給 就労支援指導等 健康管理指導の強化 ジェネリック医薬品使用促進							
■事業費															
				H29年度		H30年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	499,638	506,365								
	県		支	出	金	11,506	10,000								
	地		方		債	0	0								
	そ		の		他	0	380								
	一		般	財	源	155,488	158,430								
歳入計（千円）				666,632		675,175									
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）				金額（千円）	金額（千円）									
	20 扶助費				666,632	675,175									
歳出計（千円）（A）				666,632		675,175									
伸び率（％）						1.28									
備考	総合計画 67ページ 予算書 94ページ														

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	生活保護被保護者率	‰	目標	8.00	8.50	8.60
	人口千人に対する、保護者の割合		実績	8.40	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	自立等生活保護脱却：廃止	件	目標	60.00	60.00	60.00
	生活保護廃止世帯数		実績	55.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国の責任で国民に最低限度の生活を保障し、自立を助長するものであり、被保護者の状況に応じ、必要な扶助及び支援を図る必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	福祉事務所が国からの法定受託事務として行っている事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	一般的な手段である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	被保護世帯数の増加に伴ってケースワーカー一人当たりの担当ケース数が増えており、適正なケースワークの実施に支障が生じている。
公平性	受益者の偏り	B どちらも言えない	生活保護法の基準により実施されており、偏りは見られない。しかし、失業等の理由による保護の長期化は、一般市民との公平性を欠いているとも考えられ、稼働能力のある者に対しては積極的な自立支援を図る必要がある。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	地域における最低限度の生活の保障が図られている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国の方針及び指導に沿って実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
国の方針及び指導に沿って実施しているが、無年金の高齢者世帯と傷病者世帯からの申請が多く見受けられる。再就職ができずに保護受給期間が長期化するケースもあり、被保護者数の増加に比例して事業費も増加傾向にある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
「生活保護法」に基づいて実施しており、法の改正があれば、適正に対応していく。また、稼働可能世帯には、ハローワーク等との連携等により、早期自立に向けて「生活保護受給者等就労自立促進事業」の積極的な活用を実施する。被保護世帯の増加に対応するため、業務の効率を高められる業務管理システムの更新・改修を行う必要がある。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 生活保護法及び関係法令に基づき適正な事業実施を図る。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	